

令和7年度第1回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する審議会
議事録

1. 日時：令和7年11月18日（火）午前9時00分から正午まで

2. 場所：【父島】小笠原村役場本庁会議室A、【母島】小笠原村母島支所大会議室
【本土】東京都獣医師会会議室
Webexによるオンライン会議

3. 出席者：

委員	環境省小笠原自然保護官事務所	藤田 道男【副会長】	父島会場
	東京都島しょ保健所小笠原出張所	星野 和真	欠席
	(一社)小笠原村観光協会	竹澤 博隆	父島会場
	(一社)小笠原母島観光協会	川畑 豪也	欠席
	(福)小笠原村社会福祉協議会	松林 久美子	父島会場
	(特非)小笠原自然文化研究所	堀越 和夫【会長】	本土会場
	(公社)東京都獣医師会	高橋 恒彦	本土会場
	OPOの会(父島)	宮川 空	父島会場
	299の会(母島)	有賀 文子	母島会場
オブザーバー	おがさわら人とペットと野生動物 が共存する島づくり協議会	小菊 洋行	母島会場
		日下部 ゆみ	母島会場
小笠原村	副村長	金子 隆	父島会場
事務局	小笠原村環境課自然環境係	石原、井上、米塚 安藤	父島会場 本土会場
請負事務局	一般社団法人日本森林技術協会	村尾 新井、山本	父島会場 本土会場

(敬称略)

4. 議題及び議決

議題1 ペットの持込み制限の検討について

その他報告

報告事項1 動物の持込み申告について

報告事項2 犬の適正飼養について

5. 配布資料

- ・出席委員名簿
- ・資料1 ペットの持込み制限の検討について
- ・資料2 動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果(哺乳類)
- ・資料3 原産地以外の野外における定着事例(哺乳類)
- ・資料4 動物の持込みに関する専門家ヒアリング結果(鳥類)

- ・資料5 原産地以外の野外における定着事例（鳥類）
- ・資料6 動物の持込み申告制度の試行状況と正式開始について
- ・資料7 犬の適正飼養について
- ・参考資料1 小笠原村愛玩動物の適正飼養及び管理に関する条例の施行及び運用に関する諮問について
- ・参考資料2 情報整理表について
- ・参考資料3 ホワイトリスト掲載種の検討にかかる情報整理表（哺乳類）
- ・参考資料4 ホワイトリスト掲載種の検討にかかる情報整理表（鳥類）
- ・参考資料5 東京都外来種対策行動の手引き一部抜粋

6. 議事の経過及び発言要旨

（1）開会

（2）副村長挨拶

（3）会議成立の宣言等

会長から、委員の過半数が出席しているため条例第18号第2項の規定により本会議は有効に成立したことが宣言された。

（4）議事録署名人の指名

会長により、議事録署名人として竹澤委員と松林委員が指名され、両委員が承諾した。

（5）進行役について

審議会運営規則第6条では会長が議事を整理すると規定しているが、これまで議事進行は松林委員に委任してきた経緯がある。今回は会長が本土会場での出席、松林委員が父島会場での出席となり連携が難しいこともあり、進行を事務局に委任した。

（6）議事

今回の審議会では、議題の前にその他報告から説明することについて、全員が承諾した。

報告事項1 「動物の持込み申告について」

事務局安藤：（資料6について説明）

藤田委員：持込み申告のない動物はどのように把握したのか。また、インコの3羽のうち1羽のみ申告があったとされているがどういう理由か。

竹澤委員：申告なしのキリギリスなどは、おそらく子供たちが持ってきたのかと思うような種だが、申告なしという状況でどのように把握できたのか。

事務局安藤：インコもキリギリスも持込み申告とは別にペットの登録があり把握できたもので

ある。インコ3羽は、それぞれが別の飼い主になる。別々に持ち込まれた3羽のうち1羽だけ申告があったということである。

堀越会長：ペットの登録は浸透してきているが、持込み申告はまだあまり認知されていないのではと思う。島外から来る人は余計知らないのではないか。周知が必要である。

学校で飼養するものなどは持込み申告や登録は必要なのか。

事務局安藤：義務化に向け周知を強化する。

学校で飼育される動物は、教育目的のため飼養される動物と考えられペットとして扱わない。動物としての持込み申告は必要だが、飼養登録の必要はない。

報告事項2「犬の適正飼養について」

事務局安藤：（資料7について説明）

堀越会長：審議会は、条例がどのように運用されているか審議する立場にもあるので、こうした報告は重要である。

犬の適正飼養について答申した際に附帯事項を付けたが、附帯事項の内容の進捗についても次回説明してもらえればと思う。

宮川委員：犬の逸走があつて、警察に保護された後、村への報告がなかったというのはどういった経緯だったのか。

事務局安藤：最近転入した飼い主で、逸走した際に環境課に報告しなければいけないことが伝わっていなかったと思われる。逸走に関して、環境課は、SNSで情報が回っていた情報を小笠原動物協議会の日下部愛玩動物看護師からの連絡で知ることができた。警察とは逸走情報は共有するものとしていたが、担当が変わってしまったためか警察から小笠原村に連絡がなかったという状況である。

宮川委員：関係機関との連携の仕方なども年度ごとに更新し、情報共有していった方がよいだろう。

事務局安藤：これを機に、警察と再度連携を図る。また、犬の適正飼養ガイドラインにそういった情報を掲載し、犬の飼い主に周知する必要性を改めて感じた。

堀越会長：逸走時の連絡体制を周知することや見直すことを環境課に提言するには、この審議会の中でいいのか。

事務局安藤：審議会はペット条例の運用に関して助言をいただく場にもなっているため、今回の件は、運用の話に関する助言として審議会でご意見いただければよいと考えるが、直接、環境課にご意見いただくでも構わない。

堀越会長：運用について、審議会の委員が助言するという形をとることもできるということで了解した。

議題1 ペットの持込み制限の検討について

事務局安藤：（資料1、参考資料1、参考資料2について説明）

堀越会長：参考資料3に総合評価の欄がある。これに関しては、ホワイトリストに掲載するかしないかについて審議会として判断し、そのことも含めて記載されることになる。

藤田委員：資料1のホワイトリストの生物種を条文に規定するとあるが、条例の本文に規定すると、ホワイトリストの追加などがあつたときに条例改正が大変ではないか。

事務局安藤：ホワイトリストの運用に関しては、その内容を村の意向のみで改正することがないように、審議会に諮り意見を伺い、議会を通して決定するという手続きをとる。そのためにあえて条文に規定するという形をとっている。

堀越会長：ホワイトリストは、一度決めたものをずっと変えられないわけではなく、その内容は変わることがあるものと考えている。また、村長が特別に認める種については持ち込むことができるという許可制についても以前より検討されている。

事務局安藤：許可制については現時点では条文に規定していない。今後、許可制を設けるかどうかも含めて、審議会でご意見をお伺いしたい。許可制を採用した場合、何をもって判断するのか、判断基準を誰がどこでどのように検討、決定するのかといった運用についての課題もあり、仮に判断するために専門家にヒアリングをしたり、審議会にかけたりすると、許可するまでに半年や1年かかってしまうといった懸念もある。

<哺乳類のホワイトリスト掲載種に関する検討>

事務局安藤：（資料2、資料3、参考資料3、参考資料5について説明）

竹澤委員：以前、小さいサルを飼っていた方がいたと思う。

事務局安藤：サルについては、リストに記載し改めて評価することを検討する。

堀越会長：専門家のヒアリング結果では、肉食性の動物を入れるのはやめたほうがいいと両名とも言っている。伊豆諸島でイタチは大変なことになって駆除しきれないこともあり、フェレットは生態系への影響リスクが×となっているのだと思う。フェレット、ニホンイタチなどイタチ科の仲間は、生態系への影響がかなりあるだろう。イタチ科はホワイトリスト掲載の検討種から外すことについていかがか。

藤田委員：フェレットなども含めて、亘先生が言っている「小笠原で獣医療対応が困難な種はホワイトリストから外した方がいいのではないか」という意見があるが、小菊先生がケアできない動物は、動物福祉の観点からもホワイトリスト掲載の検討種から外すというのは一案ではないか。

オブザーバー小菊：現在の動物対処室の診療体制で言うと、犬猫以外は基本的に診療していない。犬猫以外はエキゾチックアニマルといわれていて、専門的な知識が必要な分野になる。私にはそういった専門性はないので、基本的に犬猫以外は診ていない。飼い主向けの案内にもそのように書いてある。

事務局安藤：基本的に診ていないとのことであるが、これまでに診療して、診療費を取っている事例があるか。

オブザーバー小菊：モルモットの尿石解除や、鶏やセキセイインコの卵塞解除などを行っている。一部、麻酔処置もやっている。ただ、いずれもその動物種に適用した専門的などというよりは、一般的な獣医療レベルの内容の処置になる。ウサギに関しては日常的なケアにとどまっている状況である。

堀越会長：小笠原の獣医療にどこまで求めるかというところが論点になると思う。藤田委員が言ったように、小菊先生が治療や管理ができるのは犬・猫だけであり、そこで線引きをすると犬・猫以外の全ての種がホワイトリスト掲載の検討種から外れることになる。小笠原には元々獣医師がいなかったもので、その中で飼い主は個別にリスク管理している。高橋委員にお聞きしたいのだが、遠隔診療や、診療の支援や指導をするようなことはできるか。

高橋委員：可能であるが、獣医師法的にグレーな部分もあり、獣医療となるかどうかは別問題である。以前とは違い、法体制が整い、飼い主がインターネットなどで自ら情報収集できるようになった現在、獣医師が恐れているのは訴訟の問題である。例えばウサギは骨が非常にもろく保定が難しいため診療時の事故が多い。小菊先生の力量の問題ではなく、そういった面からも診療できないというのは正しいことだと思う。

また、適切な医療が受けられない状態での飼育は動物福祉の観点からどうかということについては、あくまでホワイトリスト検討するうえでの1つの方便、考え方である。獣医療を受けられるかどうかという観点で決めてしまうと、村内の獣医師の適性によってその都度ホワイトリストの内容も変わることになる。村内で獣医療を受けられるかどうかは、あくまで適正飼養の可能性としての一項目として考えたほうがいい。

堀越会長：生態系へのリスク評価に戻し、イタチ科は生態系への影響リスクが高いためホワイトリスト掲載検討種から外すということによいか。

藤田委員：フェレットは、既に不妊化した状態で流通しているということだが、それでも逸走個体が出ることのリスクが高いという認識によいか。

堀越会長：その通りである。逸走個体自体が野生鳥獣を捕食してしまう。メグロやオガサワラカワラヒワなどが捕食されることを想定すれば、そのリスクは許容できないという考え方である。

事務局安藤：ヒアリングの事前の打合せの際に亘先生に聞いたことだが、例えば、ウサギは植生改変が非常に問題になっているが、ウサギなどの草食性の種は1個体であれば大きなインパクトを与えないとのことである。ただ、肉食性のフェレットなどは、犬・猫と同じで、1個体でも鳥類やコウモリを捕獲するなどインパクトが大きいであろう。

藤田委員：その情報を基に、イタチ科をホワイトリスト掲載検討種から外すという堀越会長の意見に同意する。

堀越会長：ウサギ、モルモット、ハムスターは、以前のワーキンググループにおいてホワイトリスト掲載候補種とされていたので、とりあえず議論から除き、齧歯類のネズミ、ラット、ドブネズミ、チンチラ、デグー、シマリスのほか、ハリネズミ、フクロモモンガ、ウマ、ミニブタ、ウシをどうするか議論したい。生態系への影響リスクとして、これらの種は外に出たら在来植物への影響があるだろうし、餌資源の競争があるものもある。原産地以外の野外で定着しているのはシマリスが有名で、大島で大変なことになっている。私としてはこの段階でダメだろうと思う。繁殖制限ができないことと在来の生態系への影響があるということで、一部導入歴はあるが、これらの種は、現段階ではホワイトリスト掲載検討種に入れないということによろしいか。

藤田委員：現在、既に飼われているものについては、より深く検討するべきではないか。今後飼いたいという人が出てくる可能性も高い。制限をしたい気持ちはあるが、頭数制限などで何とかできないのかなということも考えている。

竹澤委員：現在飼っている人からは、「今まで飼っていて何のリスクもなかった、トラブルもなかったのになぜダメか」という意見があると思う。また、ある動物を飼っている姿を見て「私も飼ってみたい」という意見が出てきたときに「今は飼えない」と言えば、分断ができてしまう気がする。肉食動物を外すという点では、典型的な猫が最初にOKになっているところも含めてなのだが、答えが出せるのか難しく思う。生態系への影響の可能性だけで考えてしまうと普段の生活に当てはめたら、車で事故を起こす人がいるから、車を禁止にしようと言っているのと同じ話だと思う。

堀越会長：議論が必要なところである。絶対逃さないで飼える、個体数が一頭だったら生態系被害が出ないだろうという考え方もあると思う。現在、飼養されている種をホワイトリストから外すという決断は非常に難しい。この考え方はこの後の鳥類、昆虫類、両生類、爬虫類全てにかかる。

～～ 一時休憩 ～～

堀越会長：現在、島内で飼われているチンチラ、フクロモモンガは、ウサギ、モルモット、ハムスターとあわせてホワイトリスト掲載検討種として残すが、それ以外の種、デグー、シマリス、ハリネズミなどは現段階でホワイトリスト掲載の検討種としないことではいかがか。

藤田委員：現在、飼っている人がいるということは、やはり検討種としてのランクがひとつ上がると思うので、私としては堀越会長の意見に賛成である。

事務局安藤：ホワイトリスト掲載候補種を村民に提示した際に、村民の強い意向があれば、それを受けて再度検討するということも可能である。

堀越会長：過去の導入歴や導入意向あった種に関しては現段階では検討しない。そうすると残るのが、ウサギ、モルモット、ハムスター、チンチラ、フクロモモンガとなる。次回の審議会では、ホワイトリスト掲載検討種として、それらの種について検討する。

<鳥類のホワイトリスト掲載に関する検討>

事務局安藤：（資料4、資料5、参考資料4、参考資料5について説明）

堀越会長：感染症に関しては、鳥と鳥への感染症であり、人間への感染は考慮していない。鳥類同士での感染という考えで、スズメ目にはオガサワラカワラヒワなどがあるからリスクが高いということ。インコ類は非常に種特異性が強く、他の鳥には感染しづらい。

また、インコ類では、砂漠性、熱帯性などがある。砂漠性の種はたとえ逃げたとしても小笠原では定着できないであろうが、熱帯性の種は農作物を食害する可能性も高いという意見である。

まず、ホワイトリスト掲載検討種から外れるものについて議論する。タカ目とフクロウ目は肉食性で、逃げてしまうと非常に危険なので候補から外すことでどうか。次にキジ科とカモ目についてだが、ニワトリ12羽、ヒメウズラ3羽はペットとして飼われているのか。

事務局安藤：農業者ではない方が飼っている。飼養の目的を聞いた際に、家畜としてではなくペットとして飼っているということで登録している。ヒメウズラは、小型のウズラだが、産業動物とは異なる種類であるとのこと。

堀越会長：キジ科とカモ目については、産業動物の方の枠で扱ってもらうことを考えた方がいいのかもしれない。ヒメウズラは置いておいて、ニワトリ、ウコッケイ、シチメンチョウ、アイガモ、ガチョウ、アヒルはペットとしては飼わないで、という方がわかりやすいと思う。病気の話が人獣にも関わることもある。鳥の家禽類は、産業動物の枠で別に整理してほしい。

オブザーバー小菊：そこは明確に整理しないといけないと思う。ミニブタも含めてであるが、飼養目的、飼養形態によって、その動物の意味合いはだいぶ違うので、ペットとしてニワト

りを飼っている方のニワトリはやはりペットである。それを飼養目的で区切るのか、種で区切るのかというのを決めないといけない。利用目的で言うと、産業動物と愛玩動物とで分けているが、その他にも実験動物もあり、他の動物の餌としての動物というものもあると思うので、そこら辺もどうするのか整理が必要だろう。

事務局安藤：ニワトリをペットとして扱うのであれば、ペットとして生態系への影響のリスクなどを検討する必要があると考える。産業動物としてニワトリをどうやって管理しているかという、家畜伝染病予防法での管理となる。父島でも母島でもニワトリが野外に放されているとか、路上に出てきてしまうという事例があり、ペットとしての持込みを制限したとしても産業動物としては自由に持ち込めるということになり、管理が行き届かなくなるといった問題もある。その場合は、農業を所管する部局との綿密な調整、今後、産業動物をどう管理するかといった調整が課題の一つとして残る。

また、動物の用途の確認だが、産業、食用、教育、研究等の目的で飼養管理する動物はペットとして扱わないと村では定義している。ペットの餌としての動物は、飼養または保管する目的で持ち込まれたということでペットとして扱う。しかし、養殖用の生餌や家畜用の餌というのは、農業畜産、水産業の目的として扱うということで愛玩動物とはしないと定義している。

堀越会長：ペット条例の制定時に、地域連絡会議において、ペットだけ規制があって産業動物の方が進まないのでは意味がないことを明確に発言している。ペット条例での整理が進むことで産業動物としての管理も進めてもらうことになる。ニワトリは、父島でも母島でも走り回っている個体が10年以上野外におり、野鶏化している。誰が取り締まるか、明確な責任者を一度整理すべき。

堀越会長：議論を戻す。現在、飼われているのはセキセイインコとコザクラインコと文鳥である。文鳥が非常に悩ましい。生態系への影響リスクからすれば、文鳥はほぼ×で、島内での繁殖事例もある。

事務局安藤：島内での繁殖事例は、適正に飼養されている個体が繁殖したものである。

高橋委員：鳥のリスクに関して、飼い主はそれほど感じていないのではないかと思っている。鳥は逸走防止はできるが、簡単に増えてしまう。飼養頭数が14羽と書いてあるが、管理されないととめどなく増えてしまう。村民に対し丁寧な説明をすることでご理解いただいた上で、将来的には可能であれば鳥類に関しては、ある程度縮小していくというのが良いのかと思う。

宮川委員：ホワイトリストの検討は、とても難しいと感じている。犬・猫はOKだが、犬・猫に全く興味がない飼い主もいる。鳥を好きな飼い主はやはり鳥の飼い主なので、犬・猫はOKだけど鳥は飼えないということは、心情的に納得ができないのではないかという気はする。ただし数をコントロールするという意味では、管理が難しいのかと思う。

竹澤委員：鳥は寿命の短さから、犬・猫とは違って繁殖を含めて世代交代をしていきながら飼っていくという側面がある。寿命が来て死んだから終わりというのは、飼っている人間からするとちょっと違うのかと思う。数をコントロールする方法を考えなくては行けないが、繁殖自体がダメという、本当にその個体の寿命の中でだけ飼育して、それがなくなったときのその悲しみというか、そういったものを全然配慮してないような気がする。

堀越会長：理解する。ただ、繁殖させるということは管理上のリスクが明らかに一段あがる。犬の避妊去勢を義務化するかどうかについて審議会で議論話した際に、高橋先生から、個人がむやみに犬を繁殖させることは間違いであるということを知った。鳥も、短い命を繋ぐということは理解できるが、果たしてそれを容認するか容認しないかで、ここから先、他の動物全てに関わってくるため、結構重要な点だと思う。

竹澤委員：卵の段階でコントロールすることはできないのか。

堀越会長：ヒアリングでは、擬卵と入れ替える方法があるといわれている。

松林委員：住民だけでなく、この島で働きに来てくれる人もたくさんいる。そういう方たちの心の癒しが鳥類などの小さい生き物だったりする。そういう方たちは、アパートに住むので犬・猫は絶対飼えないため、家主が飼養を許容する動物を飼っていると思う。そういう心の癒しという意味でもペットが大事で、そういうのを禁止すると、働きに来てくれる人がいなくなるのではないのかというのを最近思っている。そういう点も考慮して議論できるといいと思っている。

堀越会長：鳥類はあまりないが、人によっては哺乳類系を内地で飼っていて、寿命が10年以上あって島に持ち込めないから、誰かに預けるといふ人もいる。それはその人にとって大きな決断だったようである。そういった観点からも小笠原では人探しが大変なのだが、世界遺産の島に働きに来るなら、それなりの覚悟はしてほしいというのが私の個人的な意見である。

オブザーバー小菊：鳥類に関しては、逸走防止が難しいことと、繁殖制限も実際はなかなか難しいという観点から、ある程度絞るべきだと考える。それと、感染症について言うと、宿主特異性の強い病気もあれば、いろんな鳥や動物に関わるような宿主特異性の低い病気がある。それを考えた上で、「スズメ目だから」ではなく、どの疾病を重要視するのかということも考慮して判断すべきだと考える。

堀越会長：小笠原で特に注意すべき疾病のリストというのを小菊先生は作れるか。

オブザーバー小菊：難しいが、例えばトリコモナスはハト等の色々な鳥にかかる。環境省が感染症対策として重要視しているものの中にもリストアップされている病気になる。そういったのをある程度広く含めることはできるが、網羅的なリストというのはなかなか難しいと思う。

堀越会長：そういったところをどこまでやるかということもブラックリストやホワイトリストの観点と同じではあるが、そこは次回までに調整とさせてほしい。病気については、事前に持ち込む前にスクリーニングできるものかどうかということも踏まえて、もう少し詳しく調べてみたいと思う。

ホワイトリスト掲載検討種から外れるものについて話を戻すが。大型のオウム、コンゴウインコやベニコンゴウインコなどの大型種のオウム目も外すことについていかがか。

また、一つの考え方として、哺乳類に準じて現在飼われているものだけ残すか。

藤田委員：文鳥も含めて現在飼われている種は検討するために残して、それ以外は省いてしまってもいいのではないかと考える。

事務局安藤：現在飼われていない種で、ホワイトリストに載せられるかどうかというところというと、オカメインコは国内でのニーズが高い。オウム目で特に野外の生態系に影響なさそうなものだとボタンインコがある。こういったものも現在、島で飼われていないということで、リストから消しても構わないか。

堀越会長：要望が出たときにその都度判断するというところでよろしいか。住民に一番係わるのは、現在飼っている種類。現在飼われている種に絞って、次回詳細を詰めた。

オブザーバー小菊：リストを作るにあたって、現在飼われている種を残すことは良いと思うが、飼っていないからそれは今の検討から外してしまうというのは、少し違うのかという気がした。例えば、ホワイトリストにオカメインコが載ってないと、「飼いたい」という声がなかなか上がってこないのではないかと気がしており、残しておいてもいいのかと私は思った。

事務局安藤：ニーズの問題になると思うが、検討する。今後のことだが、例えばカイコのように人間の管理下でなければ生きていけずリスクが低いものについて、ニーズがないと思われるものについても検討をするべきかということがある。

宮川委員：鳥については、登録数だけでなく世帯数もあわせてわかると参考になるかなと思う。

堀越会長：飼われている人たちの飼い方、世帯数、繁殖できているかどうかなど、細かな飼育環境情報を教えてほしい。哺乳類についてもお願いする。

最後にこれからの進め方、スケジュールについて教えてほしい。

事務局安藤：哺乳類と鳥類について、可能であれば今年度中にホワイトリストの掲載種を選定できればと思う。その後、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類についても検討を進める。最短で2年か3年かと思っている。ホワイトリスト全体が完成していなくても、例えば哺乳類、鳥類についてのみ条文に反映させることは可能であると考えている。ただ、条文を施行する時期は未定、未施行になるかもしれない。

堀越会長：条文が施行されないと、また持ち込まれるペットが増えてくるわけである。その時点で、それをまた議論しなければいけない。全リストができる前に順次進めた方がいいような気がするのだがいかがか。

事務局石原：施行前に制限をかけてしまうということであれば、難しいかと思う。それまでに飼われる種があればそれは制限できず、改めて審議する必要があるかと思う。条例の持ち込み制限を施行してしまうと、ホワイトリストに掲載された種しか導入できないということになるため、昆虫など他の種を審議しない中で施行するというのは難しいと思う。

堀越会長：哺乳類と鳥類に関してのみホワイトリストを適用させるなど、部分的な施行はできないか。

事務局石原：現時点でできるかどうかは答えられないが、検討はしてみたいと思う。

堀越会長：ぜひ検討してほしい。部分的にでも動き出すと村民の理解も深まるだろう。全てが揃った3年後に、どうやって島の方々に理解してもらうか、協力してもらうかに尽きる。そのときの条例の運用に関しても、ぜひいくつかの方法を今の段階から考えていただきたいと思う。

オブザーバー小菊：ホワイトリストを作る意味合いを考えたときに、そのリストを作る段階で、「今後も変更できる」とか「柔軟に」というのを前提に作るのは、方針としてどうなのかなと思った。

事務局安藤：リストを見直すとか、許可制とかいうのは、一つの可能性として除外していないというだけで、そういう方針であるというわけではない。事務局として、今後審議会などから、そういった余地を残すべきだといった意見があれば検討するといったところ。

堀越会長：審議会はかなり強い附帯事項をつけられる。犬のときは5年に1回見直すものとした。今回も許可制みたいなものをどういう形で運用するべきか、そこまで踏み込んで審議会は提案できる。ペットを飼いたい村民が不利益を被らないように、そういうところも踏まえて審議会では話し合いをしたいと思うので、よろしく願います。

(7) 閉会